

いばらき自然エネルギーネットワーク 旅費規程

(規程の内容)

第1条

本規程は、いばらき自然エネルギーネットワークの活動に際し、幹事会が必要と認めた場合の旅費について定める。なお、時間の都合などから事務局長が必要と認めた場合には幹事会へ事後承認を行う。

(旅費の種類)

第2条

旅費の種類は、交通費(鉄道賃、車賃、船賃、航空賃)、日当、宿泊料とする。

- 1 鉄道賃は、鉄道旅行について、行程に応じ旅客運賃等により支払う。
- 2 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額により支払う。
- 3 船賃は、水路旅行について、行程に応じ旅客運賃等により支払う。
- 4 航空賃は、航空旅行について、行程に応じ旅客運賃により支払う。
- 5 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支払う。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支払う。

(旅費の計算)

第3条

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路等を変更した場合は、その現によった経路及び方法により計算する。

(旅費の支払い)

第4条

旅費の支払いは、精算払を基本とする。ただし、事務局長、または幹事会が必要と認めた場合には、旅行者の請求により旅行前に仮払いすることができる。

(改廃)

第5条

この規程を改廃する場合は、幹事会の承認を得て行うものとする。

(施行細則)

第6条

この規程の施行に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、代表が定める。

附則

この規程は、平成31年3月5日から施行する。

別表 国内旅行の旅費

日当、宿泊料 (単位:円)

日当(1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
2,000	10,000